

○役員報酬基準

制 定 平成31年3月28日

- 第1条** この基準は、学校法人大阪産業大学役員の役員報酬、役員退任慰労金に係る支弁基準を設定することを目的とする。
- 第2条** 理事長および常務理事の年間報酬上限額は、私立大学等経常費補助金の減額対象となる金額を超えないものとする。
- 第3条** 理事長、常務理事を含む役員の具体的な報酬額は、役員の区分に応じて、前条に定める金額の範囲内で、別途定める内規において定めるものとする。
- 第4条** 役員退任慰労金は、退任の日における報酬月額（報酬年額の12分の1に相当する金額）に、在任期間に応じた乗数（一年間につき1.5）を乗じて得た額とする。ただし、乗数は、理事長、常務理事は6.0、その他の役員は12.0をもって打ち切りとする。
- 第5条** 本規程の改廃は、評議員会の意見を聴取したうえで、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

登録番号
5 2 1

○ 役員報酬等に関する内規

制 定 昭和 49 年 4 月 1 日

最近改正 平成 31 年 3 月 29 日

第 1 条 この内規は役員報酬基準の定めるところにより、具体的な役員報酬額、その他支弁条件等に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条 役員の年間報酬額は、役員区分に応じて別表 1 に示された上限額の範囲内で支弁されるものとし、具体的な報酬月額、支弁方法は理事長が定めるところによる。

第 3 条 役員報酬の支払い日は、職員の給与の支給日に準ずる。

第 4 条 月の中途において新たに就任した役員に就任当月分の報酬を支弁する場合は、その就任が月の 16 日以後であるときは、当該月分は所定額の半額を支弁する。

2 役員が退任する場合は、退任の日の如何にかかわらずその月は所定額の全額を支弁する。

第 5 条 職員の身分を有しない役員が週 3 日以上執務するときは、私立学校教職員共済組合に加入する資格を有するものとする。

第 6 条 役員には、その職務遂行に必要な旅費および実費を支弁する。その場合、定例の会議等の交通費は、遠方等特別の事情のある場合を除き、5,000 円を限度として支弁する。

第 7 条 第 5 条に該当する役員の通勤費は、職員に準ずる。

附 則

(施行期日)

この内規は、昭和 49 年 4 月 1 日付で制定施行する。

附 則 (昭和 56 年 6 月 1 日)

(施行期日)

1 この内規は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

(改正に伴う措置)

2 この内規改正前の役員であって、退任慰労金の支弁を受けていないときは、在任期間を通算して計算するものとする。

附 則 (平成 5 年 9 月 13 日)

(施行期日)

この内規は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月 24 日）

（施行期日）

この内規は、平成 9 年 6 月 24 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 7 月 2 日）

（施行期日）

この内規は、平成 10 年 7 月 2 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 11 月 16 日）

（施行期日）

この内規は、平成 13 年 11 月 16 日から施行し、平成 13 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 4 月 14 日）

（施行期日）

この内規は、平成 18 年 4 月 14 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日）

（施行期日）

この内規は、平成 28 年 3 月 31 日に施行し、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 5 月 8 日）

（施行期日）

この内規は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日）

（施行期日）

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

役員 の 報 酬 額 (年額)

役員	年額	月額報酬額 (円)
理事長	1,800万円	
常務理事	1,600万円	
職員を兼ねる理事	84万円	月額7万円
非常勤理事	84万円	月額7万円
常勤監事	700万円	
非常勤監事	180万円	月額15万円